

令和 7 年 12 月
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課

令和 4 年度消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価について
(食料安全保障確立対策整備交付金)

沖縄総合事務局では、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日
付け 3 消安第 7 3 4 0 号農林水産事務次官依命通知）第 3 0 の 7 の規定に基づ
き、沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る事後評価検討委員会を開催し、
沖縄県から提出のあった事業に係る成果報告書について事後評価を実施しまし
た。

担当者及び連絡先
内閣府沖縄総合事務局
農林水産部消費・安全課 座波、新垣
電 話：0 9 8－8 6 6－1 6 7 2
F A X：0 9 8－8 6 0－1 1 9 5

消費・安全対策交付金交付等要綱（抜粋）

制 定 令和4年3月31日 3 消安第7340号
最終改正 令和7年3月31日 6 消安第7590号
農林水産事務次官依命通知

（趣旨）

第1 我が国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備、食育の推進等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、我が国の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

（成果の取りまとめ及び事後評価）

第30

- 7 地方農政局長等（都道府県域を越えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組にあつては消費・安全局長）第9項において同じ。）は、第4項又は第5項により提出された交付事業者の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。なお、消費・安全局長が開催する評価検討委員会における事後評価の実施に当たっては、公正性の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- 8 地方農政局長等は、前項の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長等に報告する。
- 9 地方農政局長等は、第7項の事後評価の結果が低い交付事業者に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- 10 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- 11 事後評価を行った消費・安全局長、都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- 12 第9項の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

沖縄総合事務局消費・安全対策交付金に係る

事後評価検討委員会の概要

1. 日 時

令和7年10月17日（金）10：00～12：00

2. 場 所

沖縄総合事務局1階A・B会議室

3. 構成員

	所属等	備 考
委員長	農林水産部総務調整官	
副委員長	〃 消費・安全課長	
副委員長	〃 食料産業課長	
委員	〃 消費・安全課 課長補佐(消費安全)	
委員	〃 〃 課長補佐(安全管理)	病虫害、家畜衛生等
委員	〃 〃 安全管理専門官	農薬
委員	〃 食料産業課 課長補佐(食品産業)	食育

4. 事後評価の検討

(1) 評価のポイント

- ・成果目標の達成度
- ・事業実施計画の実施状況

(2) 評価結果

別添参照

令和4年度に実施した消費・安全対策交付金の事後評価結果
(食料安全保障確立対策整備交付金)

令和4年度当初予算

【一般交付型】

目 的	目 標	評価結果
伝染性疾病・ 病害虫の発生 予防・まん延防 止	家畜衛生の推進(家畜市場車両消毒設備の設置)	A
総 合 評 価		A

※評価基準:A(達成度80%以上)、B(達成度50%以上80%未満)、C(達成度50%未満)

【総括】

各事業実施計画で策定した目標の総合達成度に対する総合評価はAであり、目標が達成された。
各事業実施計画は概ね計画どおり適切に実施された。